

【魚沼市】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
○	仕事	就職	インターンシップ応援事業	市内事業所でインターンシップを実施する場合、市外学生等に係る旅費及び宿泊費等の一部を助成します。対象経費の1/2以内 補助金上限額2万円	商工課商工係	025-792-9753
○	仕事	就職	若者定住就職奨励金	市外に1年以上居住した方で、魚沼市に転入後1年以内に市内事業所へ就職した方に対し、奨励金として20万円を交付します。 ※市内事業所：市内に事業所が存在する事業者（ただし、官公庁、銀行、宗教法人等への就職は対象外とします。）	商工課商工係	025-792-9753
○	仕事	就職	定住促進奨学金返還支援	市内事業所に常用労働者として就職した者に対し、就学時に借入れた奨学金の返還額の一部を助成します。 ○前年度に返還した奨学金の額の2分の1、上限12万円 ○交付申請できる期間は、返還方法に応じて次のとおり 返還回数 月賦60回分まで、半年賦10回分まで、年賦5回分まで	商工課商工係	025-792-9753
	仕事	就職	介護人材就職支援事業	介護福祉士・介護支援専門員・看護師・准看護師で新たに市内事業所へ就職する方へ支援	介護福祉課介護保険係	025-792-9755
	仕事	就職	介護資格取得促進事業	介護福祉士・介護支援専門員の資格を取得した方へ支援	介護福祉課介護保険係	025-792-9755
	仕事	就職	介護職員キャリアパス支援事業	介護初任者研修、実務者研修、介護支援専門員資格取得のための研修費用を補助 介護初任者研修 費用の全額（上限10万円） 介護職員実務者研修 費用の1/2（上限16万円） 介護支援専門員実務研修 費用の全額（上限5万円）	介護福祉課介護保険係	025-792-9755
	仕事	就職	介護人材奨学金返還支援事業	市内介護事業所へ雇用されている方の前年度に返還した奨学金を3年間補助 前年度に返還した奨学金の1/2（上限12万円）	介護福祉課介護保険係	025-792-9755
○	仕事	起業	新規起業等にぎわい創出支援事業	U・Iターン者が市内で新規創業する場合、事業開始に必要な経費の一部を助成します。対象経費の1/2以内 補助金上限額60万円	商工課商工係	025-792-9753
○	仕事	就農	新規就農者支援事業	U・Iターンで農業を目指す方への入口段階について就農及び家賃を支援します。	農政課企画係	025-793-7647
○	仕事	その他	伝統技能継承者育成支援事業	体験イベント等を経て継承者として本格的な活動をする場合に、事前の面接及び審査を経て市長が認めた研修者を支援します。	農林整備課林政係	025-793-7740
○	住宅	空き家バンク等	空き家バンク制度	空き家を買りたい・貸したい所有者の方と、空き家を買いたい・借りたい利用者の方に魚沼市空き家バンクに登録していただき、双方同意のもとで空き家の有効活用を行っています。売買・賃貸希望者の情報は、市を通して所有者の方に紹介いたします。 その後の売買・賃貸の交渉、契約等は原則県宅建協会の仲介で行っていただきます。 契約交渉等に市は介入できませんので予めご了承ください。情報提供はホームページ等で行っています。	地域創生課自治振興係	025-792-9752
○	住宅	新築・購入	定住促進事業（U・Iターン者新規住宅取得補助、空き家バンク住宅取得補助）	市内に新規住宅を取得したU・Iターンの方、または魚沼市空き家バンクに登録された住宅を購入又は賃借された方に購入費の一部を支援します。 1.U・Iターン者新規住宅取得補助 補助率1/2、上限100万円 2.空き家バンク住宅取得補助 補助率1/2、上限100万円	地域創生課まちづくり係	025-792-9752
	住宅	新築・購入	克雪すまいづくり支援事業	雪下ろしに伴う住民の負担、危険等の軽減を図り、冬期の居住環境の改善に寄与することを目的に、克雪住宅の新築又は改良を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を支援します。	都市整備課建築住宅係	025-793-7991
○	住宅	賃貸	定住促進事業（空き家バンク家賃補助）	魚沼市空き家バンクに登録された住宅を借り上げた方に家賃を補助します。 ・空き家バンク家賃補助 補助率1/2、上限2万円/月、3年間	地域創生課まちづくり係	025-792-9752

【魚沼市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	住宅	賃貸	U・Iターン促進住宅支援事業	市外から魚沼市に移住し、常用雇用者として市内事業所へ就業する民間賃貸住宅居住者（45歳未満）を対象に、賃貸住宅家賃及び賃貸住宅契約時の初期費用（礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料）を補助します。 ○賃貸住宅家賃 1/2以内 補助金上限額3万円/月 2年間（24月）まで ○賃貸住宅契約時の初期費用 2/3以内 補助金上限額12万円	商工課商工係	025-792-9753
	住宅	リフォーム	住宅リフォーム支援事業	市内の施工業者を利用して、自宅の修繕、補修などの工事を実施する方を対象に支援します。	都市整備課建築住宅係	025-793-7991
	住宅	その他	木造住宅耐震診断支援事業	「魚沼市木造住宅耐震診断士」が行う木造住宅の耐震診断を受ける方に対し、耐震診断料の一部を支援します。	都市整備課建築住宅係	025-793-7991
	住宅	その他	木造住宅耐震改修支援事業	耐震診断の結果、補強が必要とされ、木造住宅の耐震改修を受ける方に対し、予算の範囲において耐震改修費用の一部を支援します。	都市整備課建築住宅係	025-793-7991
	住宅	その他	屋根雪除雪安全対策支援事業	屋根の雪降り時の事故を未然に防ぐことを目的として命綱を取り付ける金具を設置する工事に対して支援します。	都市整備課建築住宅係	025-793-7991
	住宅	その他	魚沼市産材の家づくり事業	魚沼市産木材の利用促進と地域林業及び木材産業の活性化を図るため、魚沼市産木材を活用した木造建築物または木質化建築物に対し、その木材の購入費用の一部を支援します。（※対象は新築・増築・改築）	農林整備課林政係	025-793-7740
	住宅	その他	再生可能エネルギー普及促進事業	再生可能エネルギー等（雪氷熱、太陽光発電等）を利用した機器の購入費の一部について、予算の範囲内で支援します。※要事前申請 【対象機器】 1.雪氷熱利用（雪冷房、雪室等） 2.太陽光発電及び定置型蓄電池（同時に設置する場合） 3.太陽光発電 4.定置型蓄電池（太陽光発電設備に接続するもの） 5.バイオマス熱利用（薪ストーブ、ペレットストーブ等） 6.太陽熱利用 7.天然ガスコージェネレーション 8.燃料電池 9.温度差エネルギー（地中熱利用等） 10.小水力発電（出力10kw未満）	生活環境課環境対策係	025-792-9766
	結婚・子育て	結婚	出会いサポート事業	結婚を希望する独身男女のためのセミナー（コミュニケーションカアップ）を開催しています。また、民間の企業団体に補助金を出し独身男女の交流の場づくりを支援します。 また、県の婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の入会金を支援します。	地域創生課まちづくり係	025-792-9752
	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦医療費助成	母子健康手帳の交付日から出産の翌月末日まで、妊産婦が医療を受けたときに支払う自己負担額について支援します。	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	妊娠・出産	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の治療における経済的な負担の軽減を図るため、治療にかかる費用の一部を支援します。 ○対象 (1)魚沼市に住所を有し、不妊治療を行っている方（戸籍上の夫婦） (2)妻の年齢が43歳未満であること (3)夫婦それぞれで治療を受けた場合はひとりずつ申請可 ○概要 次の治療にかかる費用（申請日からさかのぼって1年以内の治療費、(1)保険診療費の一部負担金 (2)保険適用外医療費の自己負担分） ・特定治療（体外受精・顕微授精） 1治療あたり15万円を上限、通算6回まで。 ・一般治療（人工授精等） 1年度あたり5万円を上限、通算5年度まで ※令和4年4月から保険適用予定のため変更する場合があります。	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204

【魚沼市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	妊娠・出産	不育治療費助成	不育症の治療を受けている夫婦の治療における経済的な負担の軽減を図るため、治療にかかる費用の一部を支援します。 ○対象 (1)治療期間及び助成の申請日において魚沼市に住所があること (2)治療開始日における妻の年齢が43歳未満の戸籍上の夫婦 (3)医師から不育症と診断され治療の必要があると認められた方 ○概要 次の治療にかかる費用（診断のために必要となる検査及び治療に係る費用、(1)保険診療費の一部負担金 (2)保険適用外医療費の自己負担分 (3)処方箋による院外調剤費用） ・1回の治療期間につき15万円を上限 ・1夫婦につき通算6回まで	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	妊娠・出産	妊婦健診	妊婦健康診査について、15回目以降の健診についても支援します。	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	妊娠・出産	妊婦歯科健診	妊婦に対する歯科健診を実施します。（妊娠期間中に1回分の受診券を交付。）	健康増進課保健係	025-792-9763
	結婚・子育て	妊娠・出産	産婦健診	産後おおよそ2週間及び1月で受診する産婦健診の健診費用について、上限額の範囲内で支援します。	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	妊娠・出産	乳児健診	出生後おおよそ1月で受診する乳児健診の健診費用を上限額の範囲内で支援します。	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	妊娠・出産	産後ケア	出産による心身の不調や育児不安が強い、家族の支援が受けられない方に、委託医療機関において保健指導や育児指導を行います。 自己負担額 宿泊型1日3,000円、日帰り型1日1,000円、訪問型1回2,000円	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	妊娠・出産	新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査にかかった費用を助成します。	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	妊娠・出産	すこやか子育て応援給付金	魚沼市に生まれたお子さんの健やかな成長を願い、魚沼市での子育てを応援するため、生まれたお子さん1人につき10万円の給付金を支給します。	魚沼市子育て世代包括支援センター	025-792-9204
	結婚・子育て	子育て	予防接種費用助成	任意の予防接種について、接種費用の一部を支援します。 ○おたふくかぜ 対象：1歳から就学前の幼児 助成額：1回の接種につき2,000円 助成回数：2回まで ○季節性インフルエンザ 対象：18歳（年度末年齢）まで 助成額：1回の接種につき2,000円 助成回数：13歳未満2回まで、13歳以上 1回	健康増進課保健係	025-792-9763
	結婚・子育て	子育て	難聴児補聴器購入費助成	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児の補聴器の新規購入又は耐用年数を経過した補聴器を更新する経費の一部を助成します。自己負担額は原則1割です。	福祉支援課障害福祉係	025-792-9767
	結婚・子育て	子育て	子ども医療費助成制度	子どもにかかる医療費で、保険診療による自己負担額のうち一部負担金を超える額を助成します。（保険適用外は実費です）助成を受けるには「子ども医療費受給者証」が必要となります。 【対象】 0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 【一部負担金】 ・通院1回当たり530円 ※同じ病院、同じ診療科に1ヶ月以内で5回以上通院した場合は、5回目からの外来診療無料です。 ・入院 無料（保険適用部分は無料です。医療機関窓口では保険適用外の費用をお支払ください。） ※0歳児については、医療保険各法の規定による「標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額も支援されます。	子ども課児童福祉係	025-792-9201

【魚沼市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	子育て	放課後児童クラブ<学童保育>	就労等により昼間保護者が家庭にいない児童について、放課後や土曜日、長期休暇時を中心に市立10クラブ、私立2クラブで学童を預かっています。 ・費用：一般世帯7,000円/月、ひとり親世帯3,500円/月、住民税非課税世帯2,000円/月、生活保護世帯0円/月 ※多子軽減あり	子ども課保育園幼稚園係	025-792-9201
	結婚・子育て	子育て	乳幼児一時預かり	外出、仕事や通院などで育児ができないとき、育児疲れでリフレッシュしたいときなど、市内の保育園でお子さんを一時的に預かります。 【公立園の場合】 ○対象：生後4ヶ月から就学前の児童 ○利用時間：月～土曜日の7時～19時の間 ○費用：8時30分から16時30分までの間、1時間あたり200円（1,200円を超える場合は1,200円）、7時から8時30分まで及び16時30分から19時までの間、30分あたり200円 給食費1食あたり300円 ※私立保育園でも乳幼児一時預かりを実施しています。利用時間や費用が異なりますので、詳しくは各私立保育園にお問い合わせください。	子ども課保育園幼稚園係	025-792-9201
	結婚・子育て	子育て	ファミリーサポートセンター	子育てしている方を支援することを目的とし、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、市が仲介を行っています。 ○費用：1時間あたり200円（1,200円上限） ※曜日や利用時間で費用は異なります。 また、食事やおやつ、自家用車使用の場合、車代等の費用が別途必要です。	子育て支援センター	025-792-6356
	結婚・子育て	子育て	病児・病後児保育	病気や怪我の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的に預かります。 ○対象：市内に住所を有する生後6か月から小学生（事前登録制） ○費用・利用時間：1日1,200円（月～金曜日の8時～18時まで）	魚沼市立小出病院 病児・病後児保育室	025-793-7398
	結婚・子育て	子育て	ブックスタート	乳幼児とその保護者に、本に親しみ、本を通じた親子のふれあいのために、絵本と子育て支援の資料などが入ったブックスタートバックをメッセージとともに手渡ししています。	生涯学習課社会教育係	025-793-7480
	結婚・子育て	子育て	子育ての駅「かたっくり」	子どもの健全な成長を支援し、子育て家庭やその活動を支援する団体等が交流できる場を提供し、子育て講座や子育て情報の提供を行っています。	子育ての駅かたっくり	025-792-2112
◎	体験・交流	体験施設	魚沼市お試し住宅	市外から魚沼市に移住を検討されている方を対象に、魚沼市の自然や食、生活を体感していただくと共に、仕事や住宅等移住に向けた情報を収集する際の拠点としていただくものです。 ○利用期間：3日以上30日以内 ただし、魚沼市コワーキングスペース使用許可を受けた移住希望者については上限3か月の期間内とする。 ○施設利用負担金：一日当たり1,000円	地域創生課まちづくり係	025-792-9752
◎	体験・交流	イベント等	にいがたで暮らす・働く応援プロジェクト	県内外の若者等を対象に、およそ1ヵ月本市に滞在していただき、農業や伝承技能などの仕事に携わりながら、暮らしを体感していただくインターンシッププロジェクトです。	北部事務所	025-797-2360
◎	体験・交流	イベント等	田舎暮らし体験ツアー	農業や食文化、春夏秋冬の雪国の暮らしを1泊2日で体験・体感していただくツアーです。	北部事務所	025-797-2360
◎	ポータルサイト	-	結・魚沼	魚沼でがんばるヒト・モノ・コトと結ぶサイトです。 移住者インタビューや仕事、サポート体制等を掲載しています。	地域創生課まちづくり係	025-792-9752

【魚沼市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	その他	-	骨髄等移植ドナーへの助成	<p>公益財団法人日本骨髄バンク(以下「財団」という。)が行う骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った方に助成金を交付します。</p> <p>対象：市内に住所を有し、骨髄等の提供を行った方及び骨髄等の提供が完了した時点でその方を雇用する事業所。</p> <p>内容：次に掲げる通院又は入院(骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院を除く。)の日数に2万円を、その方を雇用する事業所については1万円を乗じて得た額（1回の骨髄等の提供につき7日を限度とし、骨髄等を提供した方は14万円、その方を雇用する事業所については7万円を限度とする）</p> <p>(1) 骨髄等の採取前の健康診断のための通院 (2) 自己血貯血のための通院 (3) 骨髄等の採取のための入院 (4) その他骨髄等の提供に関して財団が必要と認めた通院又は入院。</p>	健康増進課保健係	025-792-9763
◎	その他	-	移住支援金	<p>一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）</p>	地域創生課まちづくり係	025-792-9752

【南魚沼市】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	仕事	就職	WEB企業ガイド	市内に就職を希望する方へ、企業情報、求職情報（採用実績、見込み等）を市ホームページ上で紹介します。	商工観光課商工振興班	025-773-6665
	仕事	起業	創業支援事業補助	市内に新たに事業所を設け、創業する方または法人を対象に、創業経費を補助します。 補助額：対象経費の2分の1（上限100万円） ※補助金交付の可否、補助金額は審査により決定します。	商工観光課商工振興班	025-773-6665
	仕事	起業	創業支援セミナー、個別相談	創業者（これから新たに創業する方）及び既に事業を行っている方を対象に、南魚沼市の創業支援事業計画に基づいた創業に関する基礎知識を学ぶことができるセミナー及び個別相談会を開催しています。	商工観光課商工振興班	025-773-6665
	仕事	起業	新潟県中小企業創業等支援資金（創業枠）信用保証料補給	南魚沼市内の創業者（これから新たに創業する方）及び創業後5年を経過していない中小企業者が、新潟県中小企業創業等支援資金（創業枠）を利用する場合に信用保証料補給を行います。	商工観光課商工振興班	025-773-6665
	仕事	起業	南魚沼市事業創発拠点	令和4年4月1日、「ひと」と「しごと」と「まち」をつなぐ拠点として、南魚沼市事業創発拠点がオープンしました。起業に関するセミナー・イベントを開催しているほか、コワーキングスペースとしての利用が可能です。	商工観光課商工振興班	025-773-6665
	仕事	その他	中小企業研修受講料補助	指定する研修機関で市内企業が社員研修を行う場合、企業が負担する研修費を助成します。 補助対象：当該年度内1事業所につき3人まで 補助額：研修費の1/2を補助。上限3万円、研修期間が3か月以上の場合は上限10万円	商工観光課商工振興班	025-773-6665
◎	住宅	賃貸	U・Iターンのための賃貸住宅家賃等補助	新潟県内にU・Iターンにより就職する方が、南魚沼市内に賃貸住宅を契約し居住する場合は家賃及び初期費用の一部を補助します。	U&Iときめき課	025-773-6659
	住宅	新築・購入	大雪すまいづくり支援事業補助	市内居住者または居住確定者が住宅の克雪化（屋根融雪施設等の設置）を行う場合や、地盤沈下区域内で事業所を克雪化する場合の工事に対して補助します。 補助率：補助対象工事費の17.6%（上限44万円） ※補助対象工事費上限250万円	都市計画課施設係	025-773-6662
	住宅	リフォーム	「みんな住マイル」改修補助金	市内施工業者による住宅のリフォーム工事に対して補助します。 補助額：一般世帯 10万円／子育て世帯（中学生以下の子どもか妊婦のいる世帯） 15万円 ※階段昇降機、ホームエレベーターを新たに設置する場合は、10万円を加算	都市計画課施設係	025-773-6662
◎	住宅	リフォーム	南魚沼市中古住宅リフォーム補助金	中古住宅を購入や相続又は贈与で取得し、対象経費500万円以上のリフォーム工事を市内業者に発注して行った場合に補助します。 補助額：所在地が都市計画用途地域に指定されている場合 100万円 所在地が都市計画用途地域に指定されていない場合 80万円 ※上記の他に補助要件あり	都市計画課施設係	025-773-6662
◎	住宅	空き家バンク等	南魚沼市空き家バンク制度	空き家を売りたい・貸したい人から物件情報を登録してもらい、移住希望者などに紹介する制度です。	U&Iときめき課	025-773-6659
	住宅	空き家バンク等	南魚沼市空き家バンク等活用のための家財道具等処分支援事業補助金	南魚沼市空き家バンク制度の活性化、登録促進のため、空き家等の所有者等が個人または業者に代行してもらい行う、家財道具等の搬出、処分に要する経費の一部を補助します。 補助率：経費総額の2/3 上限20万円	U&Iときめき課	025-773-6659
	住宅	その他	南魚沼の木で家づくり事業補助	建築主が市内事業者により、南魚沼市産の杉を使用して市内に新築または増築する住宅に対し、購入額の一部を補助します。（補助金申請事務は市内事業者が実施） 対象経費：住宅建築に必要な南魚沼市産スギ材を製材・加工した木材の購入費 補助率：1/3（補助額10万円以上が対象で、上限50万円）	農林課農地林務係	025-773-6663
	住宅	その他	木質バイオマスストーブ等設置費補助	市内に住所を有する方や事業所等がベレットストーブや薪ストーブまたはベレットボイラー等を設置する場合、設置費の一部を補助します。 補助率：設置経費の1/4以内（補助金上限8万円）	環境交通課環境交通係	025-773-6666

【南魚沼市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	結婚・子育て	妊娠・出産	不妊治療費助成	夫婦の一方または両方が南魚沼市に住所を有している方に対し、治療費を助成します。 ※妻の年齢が1回の治療開始日において満43歳未満	保健課保健事務班	025-773-6811
	結婚・子育て	妊娠・出産	不育症医療費助成	夫婦の一方または両方が南魚沼市に住所を有している方に対し、治療費を助成します。妻の年齢が満43歳になるまで制限なし。	保健課保健事務班	025-773-6811
	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦医療費助成	受給者証交付申請日から出産の翌月末までの間、入院・通院医療費の保険適用分を全額助成します。	子育て支援課 子育て応援係	025-773-6822
	結婚・子育て	妊娠・出産	めぐちゃん祝い金	南魚沼市に生まれた子を祝福し、子育てする家庭を応援するため、出生祝い金を支給します。令和3年度から令和7年度の5か年事業です。 対象者 (次のいずれにも該当) ・令和3年4月1日～令和8年3月31日の間に生まれ、出生から申請時まで継続して市内に住民登録をしている子（以下、対象児という） ・対象児の父か母（以下養育者という）が、対象児の誕生日から申請時まで、対象児とともに市内に住民登録をし、居住していること ・申請者や申請者の世帯の人に市税等の滞納がないこと (次のいずれかに該当) ・養育者が申請時に過去1年以上市内に住民登録し、居住していること ・対象児が南魚沼市で4か月検診を受けていること 支給額 第1子12万円 第2子15万円 第3子以降20万円 ※養育者と生計を同じくする子の人数で判定します（婚姻をしていない場合も含む）	子育て支援課 子育て応援係	025-773-6822
	結婚・子育て	子育て	子どもの医療費助成	0歳児から就学前まで、保険診療による自己負担額を入院・通院ともに全額助成します。小学1年生から18歳到達年度末までは、通院1回につき530円、入院1日につき1,200円を超える額を助成します。	子育て支援課 子育て応援係	025-773-6822
	結婚・子育て	子育て	ファミリーサポートセンター	子育ての手伝いをしてほしい人と、手助けをしたい人をつなぎ、保育サービスを提供する会員制の保育事業です。(生後6か月から12歳の子どもが対象)	子育て支援センター	025-772-7754
	結婚・子育て	子育て	保育料軽減	保育料月額表を国基準額8階層から15階層に細分化し保育料を軽減します。多子軽減などの保育料軽減を受けない児童で、18歳未満の兄弟姉妹を数え、第3子目以降となる児童の場合は、保育料を半額に軽減します。	子育て支援課 保育班	025-773-6822
	結婚・子育て	子育て	ほのほの広場	0歳から小学校入学前までの親子が自由に遊んだり情報交換ができる場です。市内3会場で開設。 ・大和市民センター会場：開設日 毎週 月・水・木 9時30分～15時30分 ・塩沼市民センター会場：開設日 毎週 火・水・金 9時30分～15時30分 ・子育ての駅「ほのほの」：開設日 毎週水曜以外 開設時間 9時30分～15時30分	子育て支援センター	025-772-7754
	結婚・子育て	子育て	ふれ愛広場	子育ての駅「ほのほの」と併設されている「ふれ愛広場」は0歳から小学校3年生までの親子が自由に遊んだり情報交換ができる場です。 ※こちらの終了時間は18時までとなります。 ・子育ての駅「ほのほの」：開設日 毎週水曜以外 開設時間 9時30分～18時00分	子育て支援センター	025-772-7754
	結婚・子育て	子育て	絵本のへや	入園前の乳幼児と保護者を対象に、毎週水曜日(午前10時30分～午前11時30分)、南魚沼市図書館で絵本の読み聞かせなどを開催しています。	図書センター 図書館係	025-773-6677
	結婚・子育て	子育て	ブックスタート	4か月検診時に、本に親しみ、本を通じた親子のふれあいのためにメッセージを伝えながら、絵本と子育て支援の資料などが入ったブックスタートパックを手渡します。	図書センター 図書館係	025-773-6677
◎	体験・交流	イベント等	グリーン・ツーリズム	「グリーン・ツーリズム推進協議会」を設置し、首都圏の家族連れや団体、学校の体験旅行を受け入れます。田植え、溪流川遊び、秋の収穫、雪国体験などを通して四季折々の南魚沼市を楽しめます。	商工観光課 観光交流班	025-773-6665

【南魚沼市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	パンフレット等	-	総合パンフレット「COLOR of Minamiuonuma」	南魚沼市の魅力を写真で伝える総合パンフレット「COLOR of Minamiuonuma」を制作しました。南魚沼市の美しい風景などを中心に、南魚沼市の四季の彩りを紹介する一冊となっています。	商工観光課観光交流班	025-773-6665
◎	ポータルサイト	-	「LIFE in」(ライフイン)	南魚沼市にU・Iターンされた方のライフスタイルを紹介し、南魚沼市の魅力や、移住者への支援策を発信する、若者定住促進ホームページ。	U&Iときめき課	025-773-6659
◎	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	U&Iときめき課	025-773-6659

【湯沢町】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	仕事	就職	移住促進のための新幹線通勤補助金	U・Iターンし上越新幹線を利用して首都圏へ通勤する方の新幹線定期券購入費用の一部を助成します。(35歳以下で当町に15年以上住民登録がある方、合計年齢が85歳以下で転入前の住民登録が一定の要件を満たす夫婦)	企画政策課	025-784-3454
	仕事	就職	介護資格/大型自動車運転免許等取得支援	育児及び介護等を行うために離職し、介護関係及び建設業等に就職を望んでいる方に、介護資格や大型自動車免許等を取得するための経費の一部を助成します。	観光工商課	025-784-4850
	仕事	起業	起業インキュベーションセンター	町内で起業または新規事業参入にチャレンジする方に研究・研鑽するスペースを提供するとともに、セミナーなどの開催、専門家と連携した支援など行います。	企画政策課	025-784-3454
	仕事	起業	起業支援	町内で起業する方や新規事業に参入する方に対し、経費の一部を補助します。	企画政策課	025-784-3454
◎	住宅	賃貸	U・Iターンのための賃貸住宅家賃等補助金	U・Iターンし、賃貸住宅に入居する際にかかる諸費用、及び家賃の一部を助成します。	企画政策課	025-784-3454
◎	住宅	新築・購入	湯沢町への移住促進のための住宅取得補助金	U・Iターンし、新築住宅や中古住宅を取得し定住する方の固定資産税相当額を助成します。	企画政策課	025-784-3454
	住宅	空き家バンク等	空き家バンク制度	所有者が売却・賃貸を希望している空き家物件を、購入・賃借を希望する方へ紹介します。	企画政策課	025-784-3454
	住宅	空き家バンク等	空き家活用のための家財道具等処分費補助金	空き家バンク制度を利用して空き家物件を売買・賃貸借をする際に、空き家物件内の不要な家財道具等の処分に要する費用の一部を助成します。	企画政策課	025-784-3454
	結婚・子育て	結婚	婚活支援	民間の結婚相手紹介サービス(株)ZWEI)に入会する際の入会費に助成を行います。	企画政策課	025-784-3454
	結婚・子育て	子育て	すくすく子育て応援金	湯沢町に住民登録がある方は、お子さんが生まれたときに5万円、小学校入学時に5万円、中学校入学時に5万円をお贈りします。	町民課	025-784-3453
	結婚・子育て	子育て	18歳以下子ども医療費全額無料	18歳以下の子どもの医療に係る経費を負担します。	町民課	025-784-3453
	結婚・子育て	子育て	総合子育て支援センター(ジャンプラネット)	0~18歳までの子どもと、子育て家庭を総合的に支援します。	子育て支援課	025-788-0292
	結婚・子育て	子育て	延長保育・休日保育	お母さんや家族の方の勤務状況に応じて、延長保育や休日保育などの保育サービスを行います。	子育て支援課	025-788-0292
	結婚・子育て	子育て	病児・病後児保育	病気にかかっている、または病気の回復期にあり、通常の保育を受けることができないお子さんを専用保育室でお預かりします。	子育て支援課	025-788-0292
	結婚・子育て	子育て	一時預かり事業	総合子育て支援センターでお子様を一時的にお預かりします。緊急型やリフレッシュ型などがあります。	子育て支援課	025-788-0292
	結婚・子育て	子育て	ファミリーサポートセンター利用支援	子育てを手伝って欲しい方と手伝ってくれる方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てを支援するファミリーサポートを利用する場合に助成金を交付します。	子育て支援課	025-788-0292
	結婚・子育て	子育て	児童クラブ(学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童をお預かりします。	子育て支援課	025-788-0292
◎	ポータルサイト	-	湯沢町移住・定住支援ポータルサイト	移住定住に関する情報を掲載している専用ポータルサイトです。	企画政策課	025-784-3454

【湯沢町（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
◎	イベント	-	U・Iターン就職相談会・合同企業説明会	U・Iターンを希望される方を対象に、無料就職相談会を実施します。	観光商工課	025-784-4850
◎	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	企画政策課	025-784-3454
◎	その他	-	移住相談フリーダイヤル	移住定住に関するご相談をお受けする専用フリーダイヤルです。	移住相談フリーダイヤル	0120-558-140
◎	その他	-	移住物件現地見学希望者交通費補助金	移住の情報収集等のため、湯沢町に現地見学をする際の交通費の一部を補助します。	企画政策課	025-784-3454

【十日町市】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	仕事	起業	新規創業支援資金融資	【対象者】 市内で事業を営む、又は営もうとする創業者 【貸付条件】 ●資金使途 設備資金、運転資金 ●年利率 7年以内：信保付1.60%、その他2.10% 7年超10年以内：信保付1.80%、 その他2.30% ●限度額 2,500万円 ●償還期間 設備資金は10年以内（据置2年以内含）、運転資金は7年以内（据置1年以内含） ●年度末融資残高の1%につき3年を限度に市が利子補給（状況報告義務あり）	産業政策課 経営支援係	025-757-3139
	仕事	起業	未来を拓く創業応援事業	起業を志す方を対象として、ビジネスプランを募集・審査し、審査を通ったビジネスプランを個人又は市内の中小企業等が事業化する場合、その経費の一部（特別枠プラン：上限100万円、一般枠プラン：30万円等）を支援します。	産業政策課 産業振興係	025-757-3139
	仕事	就農	6次産業等支援事業	農林漁業者等が、市内産農林水産物を用いて下記の取組を行った際にかかる経費の3分の1を補助します。 ①新商品を開発する取組（上限30万円） ②新たなパッケージデザインやホームページ作成等の取組（上限10万円、ホームページの新規作成は15万円） ③物産展への出店などの取組（上限10万円、国外の場合20万円）	産業政策課 産業振興係	025-757-3139
◎	仕事	就農	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	就農時49歳以下の認定新規就農者を支援します。（年間最大150万円、最長3年間）	農林課 農業企画係	025-757-3120
	仕事	医療・介護	看護師、理学療法士等修学資金貸与制度	看護師、理学療法士等を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来十日町市内でその業務に従事しようとする者に対して、修学資金（月額2.5万円）を貸与します。なお、卒業後速やかに市内の施設へ就業した場合は返還義務を免除します。	地域ケア推進課 地域医療推進係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	医師研究資金貸与制度	市内の病院に勤務する医師免許取得後15年以内の若手医師に対して、医療研究に必要な資金（年額100万円、最大300万円）を貸与します。ただし、貸与の期間に、市内の病院で勤務した場合は返還義務を免除します。	地域ケア推進課 地域医療推進係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	医学生等受入促進支援事業	市内の医療機関で研修等を実施する医学生に対して、研修等に要する経費（1,000円/日）と宿泊費（上限3,000円/泊）を補助します。	地域ケア推進課 地域医療推進係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	看護学生支援事業	新潟県立十日町看護専門学校に通う学生を対し、住居（家賃補助：上限120,000円/年）又は通学（公共交通機関定期券：上限30,000円/年）に要する経費を補助します。	地域ケア推進課 地域医療推進係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	看護師等就業支度金支給支援事業	市内で就業する看護職員及び介護職員に就業支度金を支給する民間の病院、診療所、福祉施設などに対して、補助金を交付します。 ・看護職員 一人当たり最大50万円 ・介護職員 一人当たり10万円 ・助産師 一人当たり最大75万円	地域ケア推進課 地域医療推進係	025-757-3511
	仕事	医療・介護	医療施設整備等支援事業	市内で医療施設の整備、診療体制の継続確保等を図る医師に対して補助金を交付します。 ※施設整備 最大5,000万円、設備整備 最大2,000万円、利子補給 最大750万円、 後継 1,000万円	地域ケア推進課 地域医療推進係	025-757-3511
◎	仕事	その他	中小企業人材育成支援事業補助金	能力開発及び技術力の向上を図る目的で、中小企業大学校等の各種研修機関において研修を受講した場合に、その受講料の一部を事業主に対して補助します。 市外からの移住者が、市内事業所に就職して職業訓練機関における職業訓練を受ける場合、授業料の一部を就職先の事業主に対して補助します。 （受講料、授業料の2分の1、上限1万円）	産業政策課 経営支援係	025-757-3139

【十日町市（つづき）】

U・Iターン者向け	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
	仕事	その他	中小企業人材育成支援事業補助金	能力開発及び技術力の向上を図る目的で、中小企業大学校等の各種研修機関において研修を受講した場合に、その受講料の一部を事業主に対して補助します。 市外からの移住者が、市内事業所に就職して職業訓練機関における職業訓練を受ける場合、授業料の一部を就職先の事業主に対して補助します。 (受講料、授業料の2分の1、上限1万円)	産業政策課 経営支援係	025-757-3139
	住宅	新築・購入	大雪すまいづくり支援事業	雪に強いまちづくりに向けて、戸建て住宅の新築・増改築・改良又は建売住宅を購入する場合で、融雪式・耐雪式・落雪式の装置又は構造を有する大雪住宅の整備費用の一部を補助します。 融雪、融耐雪式－上限44万円 耐雪、落雪、高床落雪式－上限33万円 ・中心市街地活性化区域内の場合(融雪、融耐雪、耐雪式に限る)、最大22万円上乗せ ・要援護世帯の場合、最大11万円上乗せ	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	リフォーム	すまい雪おろし安全対策補助金	屋根の雪おろしに伴う墜落事故を未然に防ぐことを目的として、「墜落防止のための安全対策設備」の設置工事費の一部（上限5万円。ただし要援護世帯は上限10万円）を補助します。	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	リフォーム	すまい雪おろし安全対策支援事業	屋根の雪おろしに伴う転落事故を未然に防ぐことを目的として、「転落防止のための安全対策設備」の設置工事費の一部（上限10万円。ただし要援護世帯は上限15万円）を補助します。	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	リフォーム	木造住宅耐震改修支援事業	地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和56年5月以前）により建設された木造住宅の耐震改修費用の一部（上限65万円）を補助します。	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	市営住宅	困窮理由に該当し、世帯月収が158,000円以下の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 十日町地域：190戸（08,200～38,900円） 川西地域：026戸（17,100～32,100円） 中里地域：006戸（07,400～11,000円） 松代地域：044戸（12,000～29,000円） 松之山地域：014戸（14,500～23,300円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	県営住宅	困窮理由に該当し、世帯月収が158,000円以下の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 十日町地域：048戸（09,300～29,500円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	市有住宅（十日町地域）（中里地域）	世帯月収が158,000円以下の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 十日町地域：006戸（17,000～29,000円） 中里地域：004戸（16,000～31,000円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	市有住宅（松代地域）（松之山地域）	世帯月収に制限なく借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 松代地域：012戸（44,000円） 松之山地域：014戸（15,000～32,000円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	特定公共賃貸住宅	世帯月収が158,000円から487,000円の世帯が借りることのできる公営住宅です。 【戸数・月額家賃】 川西地域：024戸（44,000～45,000円） 松代地域：012戸（42,000～44,000円） 松之山地域：014戸（33,600～38,000円）	都市計画課 建築住宅係	025-757-9935
	住宅	その他	市営シェアハウス事業	松代の竹所地区、中条の新水地区にシェアハウスを整備し、十日町市への移住希望者にお試し移住の場を提供しています。両施設とも入居期間上限は3年です。 ①竹所シェアハウス：入居可能人数6人(個室6室)、家賃23,000円～28,000円(光熱水費込) ②新水シェアハウス：入居可能人数6人(個室6室)、家賃28,000円～32,000円(光熱水費込)	企画政策課 移住定住推進係	025-755-5137